

# 日立労働基準監督署からのお願い・お知らせ

## 第71回全国労働衛生週間スローガン「みなおして 職場の環境 からたの健康」

・令和2年10月1日～7日は、第71回全国労働衛生週間です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策を徹底しつつ、労使一丸となりそれぞれの職場における労働衛生対策を積極的に進めてください。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために

- ・「新しい生活様式」や業種ごとのガイドライン及び「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討し、感染予防に取り組んでください。
- ・新型コロナウイルスへの対応策は、新たな知見が得られるたびに充実しています。逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」をご確認ください。

## 今後の死亡災害をゼロへ！

- ・当署管内では、平成30年に運輸交通業で1名、令和元年に製造業で1名、今年に入って建設業で1名、死亡災害により労働者の方が亡くなっています。
- ・安全対策を今一度再確認し、死亡災害ゼロを目指しましょう。

## 届出制度新設等の石綿規制強化 ～発注者の義務も～

- ・石綿則改正により、**解体・改修工事に係る石綿含有有無の事前調査結果等の届出が必要になり**、多くの解体・改修工事が対象となります。
- ・今回の石綿則改正内容は、上記届出新設のほか、事前調査者の要件新設**発注者の義務**等多岐にわたり、社会的影響が大きい内容となっています。



## 溶接ヒュームが特定化学物質になります

- ・金属アーク溶接等作業については、従来より粉じん則等の規制対象でしたが、塩基性酸化マンガン及び**溶接ヒュームが**、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、**特定化学物質(第2類物質)**として加えられる等の改正が行われました。
- ・金属アーク溶接等作業については、従来の粉じん則等に基づく措置のほか、特化則にも基づき、有効な呼吸用保護具の使用、特定化学物質作業主任者の選任、特定化学物質特殊健康診断の実施、その他の各種措置が必要です。また、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の場合は、これらに加えて、全体換気装置による換気や溶接ヒュームの濃度の測定等の措置も必要となります。

## その他安全衛生に関する各種改正等について

- ・上記以外の直近の主な改正等では、エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)策定、チェーンソー安全作業ガイドライン等改正、化学物質取扱作業従事者に係る特殊健康診断項目見直し、眼の水晶体の被ばく限度見直し等がありました。
- ・過去に改正された墜落制止用器具(フルハーネス)の規制も順次施行されています。
- ・改正内容の詳細やその他の法改正等は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

## 働き方改革への対応はお済みですか？

- ・働き方改革関連法が平成31年4月1日から順次施行され、令和2年4月、時間外労働の上限規制について、中小企業が猶予対象ではなくなりました。
- ・茨城働き方改革推進支援センター(厚生労働省茨城労働局委託事業、実施機関:株式会社タスクールPlus)が、働き方改革についての悩みや課題等について、無料で支援しています。

☎<https://task-work.com/ibaraki> ☎0120-971-728

茨城県 最低賃金 令和2年10月1日から 時間額 851円

